



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

公正取引委員会では、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を実施しており、下請法に関する相談対応の充実・違反情報の収集の観点から、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会と懇談会を開催するなどして、不当なしわ寄せに関する下請法相談窓口のフリーダイヤル（0120-060-110）や、匿名での「違反行為情報提供フォーム」の周知に当たっています。中部事務所のトップページには、「相談」「申告・情報提供」「届出」のための統合窓口があります。クリックしていただき、インターネットによる申告を含め御活用ください。

また、7月～9月においても、独占禁止法、官製談合防止法、下請法、景表法に関して、様々な団体（中学校、高校、大学、経済団体、資格者団体、消費者団体等）に対して講師を派遣するほか、意見交換もさせていただきました。こうした活動はひとえに関連法令や公正取引委員会の活動の理解促進の観点から行っておりますが、対象となる団体によって観点がすこし異なります。例えば、中学校、高校、大学であれば、将来を担う若い方々に早めの段階から競争政策や独占禁止法等の意義を学んでいただくために行っております。また、経済団体等や官公庁であれば、違反行為の未然防止・法令遵守の観点から独占禁止法や下請法等を紹介するほか、対象者に合わせてより専門的な内容（優越的地位の濫用規制、官製談合防止法）を講義することもあります。さらに、中小・下請事業者であれば、どのような場合に独占禁止法や下請法違反に該当するのかを知ることで、自分が被害に遭った場合に適切に対応できるようにする観点から行っております。中部事務所では、引き続き、このような普及啓発活動に力をいれていきたいと考えております。